

大学と損害保険 ⑬

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

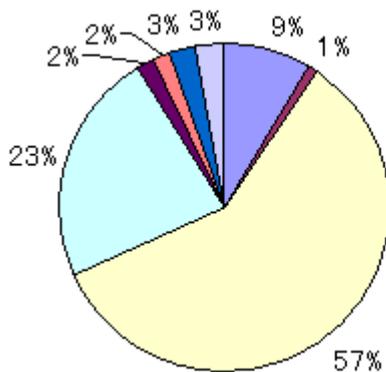
自然災害と保険②

大規模化する台風、集中豪雨被害

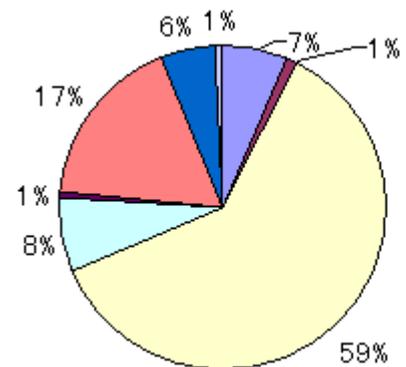
地震、津波、噴火の次に大きな被害をもたらす自然災害と言え、台風、集中豪雨が挙げられます。地球温暖化の影響からか、今までの規模をはるかに上回る大型の台風や、100年に1度というような豪雨が発生しています。アメリカを襲ったハリケーンのカトリーヌのもたらした甚大な被害は世界に大きく報道されました。豪雨により急激に増水した雨水が排水力を超えて溢れ、都市の地下を襲う都市型水害の危険も指摘されています。

国大協保険がスタートした平成16年は台風による被害が集中した年でした。平成16年度と平成17年度における国大協保険の保険事故件数と保険金支払額の補償事由別割合は、以下のとおりです。財産保険（基本）の「風・ひょう災」のほとんどが台風による被害です。この年は支払い保険金が保険料総額を上回るという緊急事態となりましたが、その後、平準化し、長期に安定的な保険制度という国大協保険のメリットが発揮されました。

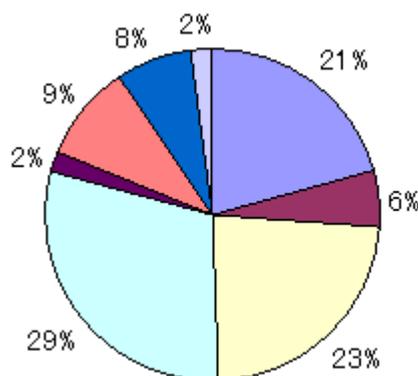
平成16年度事故件数の割合



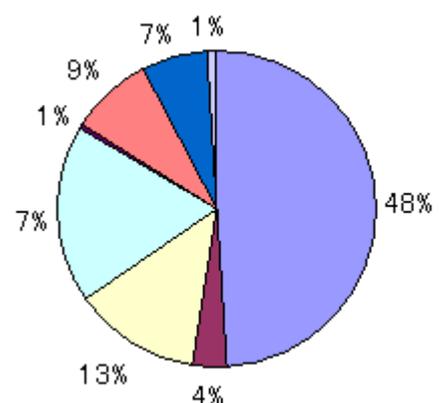
平成16年度保険金支払の割合



平成17年度事故件数の割合



平成17年度保険金支払の割合



■ 財産保険(基本) (火災)	■ 財産保険(基本) (雪災)	□ 財産保険(基本) (風・ひょう災)	□ 財産保険(基本) (落雷)
■ オールリスク (盗難)	■ オールリスク (水濡れ)	■ オールリスク (水災)	■ オールリスク (落下衝突破損汚損)

※平成 16～18 年度の保険事故件数と保険金支払額の補償事由別割合は本連載の第 5 号をご参照ください。

台風、集中豪雨と財産保険

財産保険を補償する保険には、「一般の火災保険」と「オールリスク型の火災保険」があります。台風の風による被害は「風災」としてどちらの保険でも補償されますが、台風の雨や集中豪雨による被害は「水災」となり、オールリスク型でないと補償されません。

強風により窓や屋根が破損し雨が吹き込んで機器が濡れて被害が発生した、強風により貯水池等の水門が壊れ浸水被害があった、台風の強風による高潮で浸水被害があった等の場合、「風災」か「水災」かの判断が状況によって異なることが考えられます。被害が発生した時には保険会社とご相談ください。

なお、国大協保険では、台風が複数のキャンパス・大学施設を通過して一連の被害が発生した場合、それぞれの損害額の合計額に対して支払限度額、免責金額が適用されますのでご注意ください。

保険種別	国大協保険の場合	台 風		集中豪雨 の被害
		風の被害	雨の被害	
一般の火災保険	メニュー1 財産保険（基本補償）	○（風災）	×	×
オールリスク型 火災保険	メニュー1 財産保険（基本補償） +オールリスク特約	○（風災）	○（水災）	○（水災）

※国大協保険では、栈橋、護岸、その他土木構造物については、明記物件として申告することにより財産保険（基本補償）、オールリスク特約の補償対象とすることができますが、水災については免責となっています。

大学が加入する財産保険では保有する自動車は補償対象となりません。別途、自動車保険に加入する必要があります。自動車保険の中の車両保険に加入していれば、台風や豪雨による落下物や浸水の被害は一般的には補償対象となりますので、ご確認ください。

台風、集中豪雨と賠償責任保険

大学の施設等が台風や集中豪雨が原因で他者に損害を与え、大学に賠償責任が発生することがあります。例えば、強風により建物が壊れたり、樹木が倒れ通行人に当たって負傷させた、豪雨のため大学の貯水槽が溢れ近隣住居が浸水したというような場合、通常予想される風圧や雨量であるにもかかわらず事故が発生した場合には、大学に賠償責任が発生するものと考えられます。

<参考> 国大協保険での台風関連の賠償事故例

- 台風により法面の未保護部分が崩れ、駐車中の車両3台が損傷。
- 台風の雨でグラウンドが崩落し住宅の車庫が冠水して自動車損傷。
- 強風にて駐車場の老木の枝が落下し、車両を破損。

また、台風が接近しているのに野外調査を実施し学生が負傷したような場合、危険が通常予見できるのに実施したり、天候の急変に適切な対応をしていないような場合には、指導に当たった教職員や計画を実行させた大学に賠償責任が発生することも考えられます。